

奈良市公報

号外第13号

平成24年 7月13日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

条 例

- 奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例…………… 1
- 奈良市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例… 1
- 奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例…………… 3
- 奈良市防災会議条例の一部を改正する条例…………… 4
- 奈良市国民保護協議会条例の一部を改正する条例… 4
- 奈良市立図書館協議会条例の一部を改正する条例… 4
- 奈良市公民館条例の一部を改正する条例…………… 4
- 奈良市情報公開条例の一部を改正する条例…………… 4
- 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例…………… 5
- 奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例…………… 7
- 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例…………… 7
- 奈良市民憩いの森整備事業基金条例を廃止する条例… 7
- 奈良市手数料条例の一部を改正する条例…………… 7
- 奈良市税条例の一部を改正する条例…………… 10
- 奈良市子ども発達センター条例の一部を改正する条例…………… 11
- 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例…………… 12
- 奈良市人権文化センター条例の一部を改正する条例… 12
- 奈良市立応急診療所条例の一部を改正する条例…………… 12
- 奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例…………… 12
- 奈良市屋外広告物条例の一部を改正する条例…………… 12
- 奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例…………… 12
- 奈良市介護保険条例の一部を改正する条例…………… 13
- 奈良市環境基本条例の一部を改正する条例…………… 13
- 奈良市暴力団排除条例…………… 13
- 奈良市シルクロード博記念館条例を廃止する条例… 14
- 奈良市温泉施設条例の一部を改正する条例…………… 15
- 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）
JR奈良駅周辺土地区画整理事業施行に関する条例を廃止する条例…………… 15
- 奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例…………… 15
- 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当

- の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例…………… 17
- 奈良市税条例の一部を改正する条例…………… 17

条 例

奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月23日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第1号

奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年奈良市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「維持していた遺族」の次に「（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいづれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

（平成24年 3月23日揭示済）

奈良市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月23日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第2号

奈良市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例

奈良市地区計画形態意匠条例（平成22年奈良市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

宝来町地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画宝来町地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
-------------	--

別表第2中

二名町地区整備計画 区域	A地区	<p>1 建築物の屋根（陸屋根を除く。）の色彩は、この表の付表1の建築物の屋根の表に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこと。</p> <p>2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、この表の付表1の建築物の外壁又はこれに代わる柱の表に掲げる色相（無彩色を除く。）及び明度の区分に応じた彩度を超えないこととし、塗り分けによる意匠は、色相及び色調をそろえる等穏やかな印象となるよう配色すること。ただし、建築物全体をこう配屋根（当該屋根のこう配が10分の3から10分の7までのものに限る。）で覆う場合は、当該建築物の外壁各面について、各面の見付面積の20分の1未満の面積までこの表の付表1の建築物の外壁又はこれに代わる柱の表に掲げる色彩以外の色彩を使用することができる。</p> <p>3 建築物の屋上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備は、壁面の立ち上げ又はルーバー等で覆い、建築物本体と調和を図る修景を施し、眺望及び景観に配慮すること。</p> <p>4 地上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備及び立体駐車施設は、道路、公園等の公共施設から直接見えないよう植栽又はルーバー等で覆うこと。</p> <p>5 フェンス、ルーバーその他これらに類するものは、こげ茶色又は建築物と調和した同系色とすること。ただし、自然素材を使用する場合は、この限りでない。</p> <p>6 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、独立型屋外広告物の支柱（柱を含む。）その他これらに類するものは、こげ茶色とすること。</p> <p>7 広告物に関する制限は、この表の付表2のとおりとする。</p>	を
	B地区	<p>広告物に関する制限は、この表の付表2のとおりとする。また、各屋外広告物の表示面積の合計は、10平方メートル以下とする。</p>	
	<p>建築物の敷地がA地区及びB地区にわたる場合においては、その敷地の全部についてA地区の制限を適用する。ただし、屋外広告物に関する制限は、それぞれの地区ごとの制限を適用する。</p>		

二名町地区 整備計画区 域	A地区	<p>1 建築物の屋根（陸屋根を除く。）の色彩は、この表の付表1の建築物の屋根の表に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこと。</p> <p>2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、この表の付表1の建築物の外壁又はこれに代わる柱の表に掲げる色相（無彩色を除く。）及び明度の区分に応じた彩度を超えないこととし、塗り分けによる意匠は、色相及び色調をそろえる等穏やかな印象となるよう配色すること。ただし、建築物全体を勾配屋根（当該屋根の勾配が10分の3から10分の7までのものに限る。）で覆う場合は、当該建築物の外壁各面について、各面の見付面積の20分の1未満の面積までこの表の付表1の建築物の外壁又はこれに代わる柱の表に掲げる色彩以外の色彩を使用することができる。</p> <p>3 建築物の屋上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備は、壁面の立ち上げ又はルーバー等で覆い、建築物本体と調和を図る修景を施し、眺望及び景観に配慮すること。</p> <p>4 地上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備及び立体駐車施設は、道路、公園等の公共施設から直接見えないよう植栽又はルーバー等で覆うこと。</p> <p>5 フェンス、ルーバーその他これらに類するものは、こげ茶色又は建築物と調和した同系色とすること。ただし、自然素材を使用する場合は、この限りでない。</p> <p>6 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、独立型屋外広告物の支柱（柱を含む。）その他これらに類するものは、こげ茶色とすること。</p> <p>7 広告物に関する制限は、この表の付表2のとおりとする。</p>	に
	B地区	<p>広告物に関する制限は、この表の付表2のとおりとする。また、各屋外広告物の表示面積の合計は、10平方メートル以下とする。</p>	

建築物の敷地がA地区及びB地区にわたる場合においては、その敷地の全部についてA地区の制限を適用する。ただし、屋外広告物に関する制限は、それぞれの地区ごとの制限を適用する。

改め、同表学研奈良登美ヶ丘駅西地区地区整備計画区域の項中「こう配」を「勾配」に、「公園等」を「公園等の」に改め、同表二名三丁目地区整備計画区域の項中「以下のもの」を「までのものに限る。」に改め、同表赤膚町地区整備計画区域の項中「以下のもの」を「までのものに限る。」に、「色彩は」を「、その色彩は」に、「この表付表1」を「この表の付表1」に改め、同表に次のように加える。

宝来町地区整備計画区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の屋根の形状は、勾配屋根(片流れ屋根及び招き屋根以外のもの)で、勾配が10分の3から10分の7までのものに限る。)とし、その色彩は、この表の付表1に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこと。 2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、この表の付表1に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこととし、塗り分けによる意匠は、色相及び色調をそろえる等穏やかな印象となるよう配色すること。 3 建築物の屋上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備は、壁面の立ち上げ又はルーバー等で覆い、建築物本体と調和を図る修景を施し、眺望及び景観に配慮すること。 4 地上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備及び立体駐車施設は、道路、公園等の公共施設から直接見えないよう植栽又はルーバー等で覆うこと。 5 フェンス、ルーバーその他これらに類するものは、こげ茶色又は建築物と調和した同系色とすること。ただし、自然素材を使用する場合は、この限りでない。 6 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、独立型屋外広告物の支柱(樫を含む。)その他これらに類するものは、こげ茶色とする。 7 広告物に関する制限は、この表の付表2のとおりとする。また、1テナントごとの屋外広告物の表示面積の合計は10平方メートル以下、かつ、各広告物の表示面積は6平方メートル以下とする。
-------------	---

別表第2の付表1の建築物の屋根の表二名町地区整備計画区域、学研奈良登美ヶ丘駅西地区地区整備計画の項中「二名町地区整備計画区域、学研奈良登美ヶ丘駅西地区地区整備計画」を「二名町地区整備計画区域及び学研奈良登美ヶ丘駅西地区地区整備計画区域」に改め、同表二名三丁

目地区整備計画区域、秋篠町地区整備計画、赤膚町地区整備計画及び北登美ヶ丘生活拠点地区地区整備計画の項中「二名三丁目地区整備計画区域、秋篠町地区整備計画、赤膚町地区整備計画及び北登美ヶ丘生活拠点地区地区整備計画」を「二名三丁目地区整備計画区域、秋篠町地区整備計画区域、赤膚町地区整備計画区域、北登美ヶ丘生活拠点地区地区整備計画区域及び宝来町地区整備計画区域」に改め、別表第2の付表1の建築物の外壁又はこれに代わる柱の表二名町地区整備計画区域、学研奈良登美ヶ丘駅西地区地区整備計画の項中「二名町地区整備計画区域、学研奈良登美ヶ丘駅西地区地区整備計画」を「二名町地区整備計画区域及び学研奈良登美ヶ丘駅西地区地区整備計画区域」に改め、同表二名三丁目地区整備計画区域、秋篠町地区整備計画、赤膚町地区整備計画及び北登美ヶ丘生活拠点地区地区整備計画の項中「二名三丁目地区整備計画区域、秋篠町地区整備計画、赤膚町地区整備計画及び北登美ヶ丘生活拠点地区地区整備計画」を「二名三丁目地区整備計画区域、秋篠町地区整備計画区域、赤膚町地区整備計画区域、北登美ヶ丘生活拠点地区地区整備計画区域及び宝来町地区整備計画区域」に改め、別表第2の付表2二名町地区整備計画区域の項中「用途」を「用途等」に、「物件」を「物件に限る。」に改め、同表赤膚町地区整備計画の項中「赤膚町地区整備計画」を「赤膚町地区整備計画区域」に改め、同表北登美ヶ丘六丁目東地区整備計画の項中「北登美ヶ丘六丁目東地区整備計画」を「北登美ヶ丘六丁目東地区整備計画区域」に改め、同表に次のように加える。

宝来町地区整備計画区域	全広告物に関する事項	用途等	自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示し、又は掲出するもののほか、奈良市屋外広告物条例第9条第1項から第3項までに掲げる広告物又はこれを掲出する物件に限る。
	屋上広告物		設置できない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成24年 3月23日 揭示済)

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月23日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第3号

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成3年奈良市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

宝来町地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画宝来町地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
-------------	--

別表第2に次のように加える。

宝来町地区整備計画区域	<p>(1) 畜舎（次に掲げるものを除く。）</p> <p>ア ペットとして飼養する犬、猫等の小動物の畜舎で、建築物に附属し床面積の合計が15平方メートル以下のもの</p> <p>イ 動物病院及びペットショップの用途に供するもの</p> <p>(2) この表の付表に定める危険物の貯蔵又は処理に供するもの（建築物に附属するものを除く。）</p> <p>(3) ならやま研究パーク地区整備計画区域の項の第3号及び第6号から第9号までに掲げる建築物</p>
-------------	--

別表第6に次のように加える。

宝来町地区整備計画区域	10メートル。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは当該建築物の高さに算入しない。
-------------	---

附則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成24年3月23日揭示済）

奈良市防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第4号

奈良市防災会議条例の一部を改正する条例

奈良市防災会議条例（昭和38年奈良市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「40人」を「45人」に改める。

附則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（平成24年3月30日揭示済）

奈良市国民保護協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第5号

奈良市国民保護協議会条例の一部を改正する条例
奈良市国民保護協議会条例（平成18年奈良市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「40人」を「45人」に改める。

附則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（平成24年3月30日揭示済）

奈良市立図書館協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第6号

奈良市立図書館協議会条例の一部を改正する条例
奈良市立図書館協議会条例（平成21年奈良市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

附則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（平成24年3月30日揭示済）

奈良市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第7号

奈良市公民館条例の一部を改正する条例
奈良市公民館条例（昭和39年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

附則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（平成24年3月30日揭示済）

奈良市情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 8 号

奈良市情報公開条例の一部を改正する条例

奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「及び固定資産評価審査委員会」を「固定資産評価審査委員会及び議会」に改める。

第 5 条に次の 3 項を加える。

2 何人も、この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。

3 実施機関は、前項に規定する行政文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を拒否することができる。

4 実施機関は、第 1 項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）が権利の濫用に当たるかどうかを判断するために必要とされる基準を別に定めるものとする。

第 6 条第 1 項中「前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）」を「開示請求」に改める。

第11条第 2 項中「前条」を「第 5 条第 3 項又は前条」に改め、同条第 3 項中「理由を」の次に「具体的に」を加える。

附則第 4 項、第 5 項及び第 7 項各号中「（議会を除く。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日以後にされた行政文書の開示請求について適用し、同日前にされた行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

（平成24年 3月30日揭示済）

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 9 号

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 2 項並びに第 7 条第 1 項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第 6 項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第 4 項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の任期を定めた採用）

第 2 条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

（任期を定めた採用の公正の確保）

第 3 条 任命権者は、前条各項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、原則として公募によることとし、性別その他選考される者の属性を基準とすることなく、かつ、情実人事を求める圧力又は働きかけその他の不当な影響を受けることなく、選考される者について従事させようとする業務に必要な専門的な知識経験又は優れた識見の有無をその者の資格、経歴、実務の経験等に基づき経歴評定その他客観的な判定方法により公正に検証しなければならないものとする。

2 任命権者は、任期を定めた採用の公正を確保するために特に必要があると認めるときは、行政運営に関し優れた識見を有する者の意見を聴くものとする。

（任期の更新）

第 4 条 任命権者は、第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）又は同条第 2 項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が 5 年に満たない場合にあっては、採用した日から 5 年を超えない範囲内において、その任期を更新す

ることができる。

- 2 任命権者は、前項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(特定任期付職員の給与の特例)

第5条 特定任期付職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である特定任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	541,000
5	617,000
6	721,000

- 2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。

- 3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

- 4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

第6条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号。以下「給与条例」という。）第5条から第7条まで、第11条から第15条まで、第16条の3、第17条から第19条まで、第22条及び第25条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第22条の2第1項及び第24条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び特殊勤務手当」とあるのは「、特殊勤務手当及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）第5条第3項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。

(企業職員である特定任期付職員の給与の特例)

第7条 任命権者は、第2条第1項の規定により任期を定めて採用された企業職員（以下「特定任期付企業職員」という。）のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、予算の範囲内で特定任期付企業職員業績手当を支給することができる。

- 2 奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年奈良市条例第30号。以下「企業職員給与条例」という。）第3条の2から第5条まで、第5条の3、第8条から第9条の2まで及び第12条の規定は、特定任期付企業職員には適用しない。

- 3 特定任期付企業職員に対する企業職員給与条例第2条第3項及び第10条の2の規定の適用については、企業職員給与条例第2条第3項中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）第7条第1項の特定任期付企業職員業績手当」と、企業職員給与条例第10条の2中「管理者が指定する職を占める職員」とあるのは「管理者が指定する職を占める職員又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

(教員である任期付職員の給与の特例)

第8条 第2条各項の規定により任期を定めて採用された市費支弁の教員の給与（教職調整額及び義務教育等教員特別手当を含む。以下この条において同じ。）については、この条例の規定にかかわらず、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年12月奈良県条例第24号）により奈良県が給与を負担する教員の給与の例による。この場合において、幼稚園の教員の給与については小学校の教員の給与の例によるものとし、幼稚園の教員に対する義務教育等教員特別手当は市長が規則で定めるところにより支給し、特殊勤務手当は支給しない。

(その他)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(給料月額の特例)

- 2 平成26年3月31日までの間、特定任期付職員（特定任期付企業職員を除く。）の給料月額は、第5条第1項の表（以下この項において「給料表」という。）の規定にかかわらず、次に掲げる職員の区分に応じ、給料表に規定する額から当該各号に定める額を減じた額とする。ただし、給与条例第16条第2項から第4項まで並びに奈良市職員の退職手当に関する条例（昭和59年奈良市条例第6号）第3条から第5条の3まで及び第7条の規定を適用する場合における給料月額は、給料表の額とする。

- (1) 給料表の号給が1号給の職員 給料表の額の100分の3.5に相当する額
(2) 給料表の号給が2号給及び3号給の職員 給料表の額の100分の4に相当する額
(3) 給料表の号給が4号給から6号給までの職員 給料

表の額の100分の5に相当する額
(平成24年 3月30日揭示済)

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成24年 3月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第10号

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年奈良市条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第6項を削り、附則第7項を附則第6項とし、附則第8項を附則第7項とし、附則第9項を附則第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間、市長等の給料月額は、別表の規定にかかわらず、同表に規定する額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第5条及び第7条第3項の規定を適用する場合における市長等の給料月額は同表に規定する額と、第6条の規定を適用する場合における市長等の給料月額は同表に規定する額から同表に規定する額にそれぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額を減じた額とする。

(1) 市長 100分の30

(2) 副市長 100分の20

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和45年奈良市条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「平成15年4月1日から平成24年3月31日まで」を「平成24年4月1日から平成25年3月31日まで」に改め、「、第5条」を削る。

(奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例(平成4年奈良市条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成15年4月1日から平成24年3月31日まで」を「平成24年4月1日から平成25年3月31日まで」に改め、「、第6条」を削る。

(奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例の一部改正)

第4条 奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例(昭和41年奈良市条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「平成15年4月1日から平成24年3月31日まで」を「平成24年4月1日から平成25年3月31日まで」に改め、「、第5条」を削る。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年 3月30日揭示済)

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第11号

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第42条第2項中「13,460円」を「55,000円」に改める。

附則第17項中「平成21年4月1日から平成24年3月31日まで」を「平成24年4月1日から平成26年3月31日まで」に、「、第16条第2項及び第3項」を「、第16条第2項から第4項まで」に、「、第24条第4項及び第5項(第25条第4項において準用する場合を含む。))並びに第25条第3項」を「並びに次項第2号」に改め、「(次項に規定する特定職員について第16条第2項及び第3項、第20条、第24条第4項及び第5項(第25条第4項において準用する場合を含む。))並びに第25条第3項の規定を適用する場合には、次項第1号の規定により計算した額」を削り、同項第2号中「及び7級の職員並びに職務の級が8級の職員でその支給される管理職手当の額が74,800円以下のもの」を「の職員」に、「100分の3」を「100分の3.5」に改め、同項第3号中「100分の4」を「100分の5」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 職務の級が7級の職員及び職務の級が8級の職員でその支給される管理職手当の額が74,800円以下のもの給料表の額の100分の4に相当する額

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年 3月30日揭示済)

奈良市民憩いの森整備事業基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第12号

奈良市民憩いの森整備事業基金条例を廃止する条例
奈良市民憩いの森整備事業基金条例(平成13年奈良市条例第10号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成24年4月3日から施行する。

(平成24年 3月30日揭示済)

奈良市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第13号

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第79項中「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）の次に「、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち同規則第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならない特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所

（以下この項において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）を、「基づく浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」の次に「及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」を加え、同表第115項中「8,500円」を「9,400円」に改め、同表第132項中「5,500円」を「6,100円」に改め、同表第138の2項中

理化学 検査	無機及び感覚項目分析	1項目につき 4,200円	
	金属項目分析	1項目につき 4,200円	
	有機塩素化合物分析	1項目につき26,500円。 ただし、同一検体で1 項目増すごとに3,500 円を加算する。	
	水質管 理目標 設定項 目分析	無機及び感 覚項目並び に金属項目	1項目につき 4,200円
		有機化合物	1項目につき 10,400円
		残留塩素	1項目につき 1,100円
		農薬項目分 析	1項目につき36,400円。 ただし、同一検体で1 項目増すごとに5,900 円を加算する。

を

無機及び感覚項目分析	1項目につき 4,200円	
金属項目分析	1項目につき 4,200円	
有機塩素化合物分析	1項目につき26,500円。 ただし、同一検体で1 項目増すごとに3,500 円を加算する。	
水質管 理目標 設定項 目分析	無機及び感覚項目並 びに金属項目	1項目につき 4,200円
	有機化合物	1項目につき 10,400円
	残留塩素	1項目につき 1,100円
	農薬項目分析	1項目につき36,400円。 ただし、同一検体で1 項目増すごとに5,900 円を加算する。

に、

細菌検 査	一般細菌	1項目につき 1,600円
----------	------	------------------

レジオネラ属菌	1項目につき 7,000円
腸管出血性大腸菌O157	1項目につき 8,000円

を

一般細菌	1項目につき 1,600円
レジオネラ属菌	1項目につき 7,000円
腸管出血性大腸菌O157	1項目につき 8,000円

に、

理化学 検査	濁度	1項目につき 1,100円
	色度	1項目につき 1,100円
	水素イオン濃度	1項目につき 1,100円
	過マンガン酸カリウム消費量	1項目につき 4,200円
細菌検 査	大腸菌群	1項目につき 1,600円
	レジオネラ属菌	1項目につき 7,000円

を

濁度	1項目につき 1,100円
色度	1項目につき 1,100円
水素イオン濃度	1項目につき 1,100円
過マンガン酸カリウム消費量	1項目につき 4,200円
大腸菌群	1項目につき 1,600円
レジオネラ属菌	1項目につき 7,000円

に、

規格検査	乳及び乳製品	1件につき 5,700円
	その他	市長が定める額

を

規格検査	乳及び乳製品	1件につき 5,700円
	その他	市長が定める額
食品中の農薬 分析検査	定量分析	1項目につき34,000円。 ただし、同一検体で1 項目増すごとに5,500 円を加算する。

に改め、同表中第148項を第159項とし、第147項の次に次

のように加える。

148	指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者指定申請手数料	介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定又は同法第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査	1件につき 30,000円
149	指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者指定更新申請手数料	介護保険法第70条の2第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の更新又は同法第115条の11において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき 11,000円
150	指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請手数料	介護保険法第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定又は同法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査	1件につき 30,000円
151	指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料	介護保険法第78条の12において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新又は同法第115条の21において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき 11,000円
152	指定居宅介護支援事業者指定申請手数料	介護保険法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	1件につき 30,000円
153	指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料	介護保険法第79条の2第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき 11,000円
154	指定介護老人福祉施設指定申請手数料	介護保険法第86条第1項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の申請に対する審査	1件につき 30,000円
155	指定介護老人福祉施設指定更新申請手数料	介護保険法第86条の2第1項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の更新の申請に対する審査	1件につき 11,000円
156	介護老人保健施設開設許可手数料	介護保険法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の申請に対する審査	1件につき 63,000円
157	介護老人保健施設変更許可手数料	介護保険法第94条第2項の規定に基づく介護老人保健施設の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）の申請に対する審査	1件につき 33,000円
158	介護老人保健施設開設許可更新手数料	介護保険法第94条の2第1項の規定に基づく介護老人保健施設の許可の更新の申請に対する審査	1件につき 24,000円

別表備考に次の2項を加える。

12 第148項に規定する指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者指定申請手数料については、2以上の居宅サービス又は介護予防サービスに係る指定を併せて受け、かつ、指定居宅サービス又は指定介護予防サービスの事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする場合に行われる同種のサービスに係る申請は、1件とする。

13 前項の規定は、第149項に規定する指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者指定更新申請手数料、第150項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請手数料及び第151項に規定する指定地域密着

型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市手数料条例別表第115項及び第132項の規定は、平成24年4月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(平成24年3月30日揭示済)

奈良市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第14号

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「第2章」の次に「(第8条を除く。)」を、「第3章」の次に「(第14条を除く。)」を加える。

第104条中「4,618円」を「5,262円」に改める。

第148条第1項及び第156条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

附則第9条を次のように改める。

第9条 削除

附則第10条の2第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同条第9項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改める。

附則第23条第1項中「2,190円」を「2,495円」に改める。

附則第28条の6第1項中「この条において」を「この項において」に、「」については「」がある場合には、特例損失金額（同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に改め、「平成24年度以後の年度分」の次に「で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」を加え、「平成23年」を「当該損失対象金額が生じた年」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項前段」を「前項前段」に、「特例損失金額」を「損失対象金額」に、「この条において」を「この項において」に、「平成23年」を「当該親族資産損失額が生じた年」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を削り、第5項を第3項とする。

附則第28条の8の次に次の1条を加える。

（個人の市民税の税率の特例等）

第28条の9 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第17条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第18条の規定の適用については、「当該各号に掲げる額」とあるのは、「当該各号に掲げる額に500円を加算した額」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第148条第1項の改正規定、第156条第1項の改正規定及び附則第5条の規定 公布の日から起算して2月を経過した日
- (2) 第3条の2第1項の改正規定、附則第9条の改正規定、次条の規定及び附則第3条の規定 平成25年1月

1日

(3) 第104条の改正規定、附則第23条第1項の改正規定及び附則第4条の規定 平成25年4月1日

（奈良市行政手続条例の適用除外に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の奈良市税条例第3条の2第1項の規定は、平成25年1月1日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にしたこの条例による改正前の奈良市税条例（以下「旧条例」という。）第3条の2第1項に規定する行為については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（旧条例第48条に規定する退職手当等をいう。）に係る旧条例附則第9条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第5条 この条例（附則第1条第1号に掲げる規定に限る。）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（平成24年3月30日揭示済）

奈良市子ども発達センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第15号

奈良市子ども発達センター条例の一部を改正する条例

奈良市子ども発達センター条例（平成23年奈良市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第1項に規定する障害児通所支援（医療型児童発達支援を除く。以下「発達支援サービス」という。）に関する事業

第4条中「児童デイサービスを」を「発達支援サービスを」に改め、同条第1号中「障害者自立支援法第19条第1項」を「法第21条の5の5第1項」に、「支給決定（児童デイサービス）」を「通所給付決定（発達支援サービス）」に改める。

第5条第1項及び第6条第3号中「児童デイサービス」を「発達支援サービス」に改める。

第10条第1項中「児童デイサービス」を「発達支援サービス」に、「障害者自立支援法第29条第4項に定める額」を「法第21条の5の3第2項第2号に定める額又は法第21条の5の4第2項に規定する政令で定める額（当該政令で定める額が同項第1号に定める額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額）」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(平成24年3月30日揭示済)

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第16号

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例（平成15年奈良市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の2第2項」を「第6条の3第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(平成24年3月30日揭示済)

奈良市人権文化センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第17号

奈良市人権文化センター条例の一部を改正する条例

奈良市人権文化センター条例（平成14年奈良市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名 称	位 置
奈良市北人権文化センター	奈良市川上町418番地の1
奈良市中人権文化センター	奈良市畑中町4番地の4
奈良市東人権文化センター	奈良市古市町1,226番地
奈良市南人権文化センター	奈良市杏町401番地の1

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(平成24年3月30日揭示済)

奈良市立応急診療所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第18号

奈良市立応急診療所条例の一部を改正する条例

奈良市立応急診療所条例（昭和50年奈良市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表奈良市立休日夜間応急診療所の部休日

（土曜日に当たる日を除く。）の項中「午後1時」を「午前10時」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(平成24年3月30日揭示済)

奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第19号

奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成13年奈良市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第5号中「能力」を「行為能力」に改め、「前各号」の次に「又は次号」を加える。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(平成24年3月30日揭示済)

奈良市屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第20号

奈良市屋外広告物条例の一部を改正する条例

奈良市屋外広告物条例（平成13年奈良市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第26条の2第1項第4号中「住所」の次に「（法定代理人が法人である場合においては、その名称、住所並びにその代表者及び役員の氏名）」を加える。

第26条の4第1項第5号中「前各号」の次に「又は次号」を加える。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(平成24年3月30日揭示済)

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第21号

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第12条の6中「50万円」を「51万円」に改める。

第12条の6の10中「13万円」を「14万円」に改める。

第12条の12中「10万円」を「12万円」に改める。

第16条第1項中「50万円」を「51万円」に改め、同条第3項中「50万円」を「51万円」に、「13万円」を「14万円」

に改め、同条第4項中「50万円」を「51万円」に、「10万円」を「12万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の奈良市国民健康保険条例の規定は、平成24年度以後の年度分の保険料について適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(平成24年 3月30日揭示済)

奈良市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第22号

奈良市介護保険条例の一部を改正する条例

奈良市介護保険条例(平成12年奈良市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第4条中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第1号及び第2号中「21,200円」を「25,400円」に改め、同条第3号中「32,900円」を「39,500円」に改め、同条第4号中「47,100円」を「56,500円」に改め、同条第5号イ中「54,100円」を「64,900円」に改め、同条第6号イ中「58,800円」を「70,600円」に改め、同条第7号イ中「70,600円」を「84,700円」に改め、同条第8号イ中「82,300円」を「98,800円」に改め、同条第9号中「94,100円」を「112,900円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の奈良市介護保険条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成24年度以後の年度分の保険料について適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率の特例)

- 3 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)附則第17条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの各年度の保険料率は、新条例第4条の規定にかかわらず、50,800円とする。

(平成24年 3月30日揭示済)

奈良市環境基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第23号

奈良市環境基本条例の一部を改正する条例

奈良市環境基本条例(平成11年奈良市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項を次のように改める。

市は、地球環境の保全に資する施策を推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づいた地球温暖化対策地域実行計画の策定及び実施その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年 3月30日揭示済)

奈良市暴力団排除条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第24号

奈良市暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における暴力団の排除に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策の基本となる事項を定めることにより、暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団等 暴力団及び暴力団員並びに暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。
- (4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (7) 暴力団の排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市内の事業活動又は市民の生活に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (8) 関係機関等 法第32条の2第1項の規定により奈良県公安委員会から奈良県暴力団追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う団体をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市内の事業活動又は市民の生活に不当な影響を与える存在であることを市、市民及び事業者が認識した上で、暴力団を利用しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団と交際しないことを基本として、市、市民、事業者、関係機関等及び奈良県（以下「県」という。）が相互に連携し、及び協力して推進するものとする。

（市の役割）

第4条 市は、この条例の趣旨にのっとり、市民、事業者、関係機関等及び県と連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

（市民及び事業者の役割）

第5条 市民は、この条例の趣旨にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、この条例の趣旨にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）において暴力団を利することとならないようにするとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 市民及び事業者は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市、警察又は関係機関等に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

（市の事務及び事業における措置）

第6条 市は、全ての市の事務及び事業（次項及び第3項において「市の事務等」という。）において暴力団を利することとならないよう、暴力団等を契約の相手方としない等の必要な措置を講ずるものとする。

2 市の事務等に関する契約の相手方（次項及び第4項において「契約の相手方」という。）は、下請契約その他の当該契約に関連する契約（次項において「下請契約等」という。）の相手方（次項において「下請契約等の相手方」という。）から暴力団等を排除するために必要な措置を講ずるものとする。

3 契約の相手方は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市へ報告するとともに、警察又は関係機関等への通報その他必要な措置を講ずるものとする。

(1) 市の事務等に関する契約に係る業務の遂行に当たって暴力団員等による不当な要求行為（次号において「不当な要求行為」という。）を受けたとき。

(2) 下請契約等の相手方が下請契約等に係る業務の遂行に当たって不当な要求行為を受けたことを知ったとき。

4 市は、契約の相手方が前2項に規定する暴力団等を排除するための措置を講じない場合は、市が実施する入札に当該契約の相手方を参加させない等の必要な措置を講ずることができるものとする。

（市の公の施設における措置）

第7条 市長及び教育委員会並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者

（次項において「市長等」という。）は、同法第244条第1項の規定により市が設置した公の施設の使用又は利用（以下「使用等」という。）が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、他の条例の規定にかかわらず、当該使用等の承認又は許可（次項において「承認等」という。）をしないことができる。

2 市長等は、使用等の承認等をした後において、当該使用等が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、他の条例の規定にかかわらず、当該使用等の承認等を取り消し、使用等を制限し、又は使用等の停止を命ずることができる。この場合において、当該使用等の承認等を受けた者に損害が生ずることがあっても、市長等は、その賠償の責めを負わない。

（広報及び啓発）

第8条 市は、市民及び事業者が暴力団の排除の重要性について理解を深めることにより暴力団の排除の気運が醸成されるよう、関係機関等及び県と連携を図りながら、広報及び啓発を行うものとする。

（青少年に対する教育的措置）

第9条 市は、その設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校及び高等学校をいう。）において、その生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けまいよう、県が講ずる措置との整合を図りながら、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（暴力団の威力の利用の禁止）

第10条 市民及び事業者は、債権の回収、紛争の解決等のため、暴力団員等の利用、自己が暴力団と関係があることを認識させることによる相手方への威圧その他の暴力団の威力を利用してはならない。

（利益の供与の禁止）

第11条 市民及び事業者は、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（平成24年3月30日揭示済）

奈良市シルクロード博記念館条例を廃止する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第25号

奈良市シルクロード博記念館条例を廃止する条例
奈良市シルクロード博記念館条例（昭和63年奈良市条例

第8号)は、廃止する。

附則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(平成24年3月30日揭示済)

奈良市温泉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市条例第26号

奈良市温泉施設条例の一部を改正する条例

奈良市温泉施設条例(平成17年奈良市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第2条の表都祁温泉フィットネスバードの項を削る。

第3条の2の見出し中「月ヶ瀬温泉」を「温泉施設」に改め、同条第1項中「梅の郷月ヶ瀬温泉(以下「月ヶ瀬温泉」という。))」を「温泉施設」に改める。

第3条の3を削る。

第5条第2項中「月ヶ瀬温泉にあっては別表第1、フィットネスバードにあっては別表第2」を「別表」に改める。

第6条及び第7条を次のように改める。

第6条及び第7条 削除

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(平成24年3月30日揭示済)

大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業)JR奈良駅周辺土地地区画整理事業施行に関する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市条例第27号

大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業)JR奈良駅周辺土地地区画整理事業施行に関する条例を廃止する条例

大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業)JR奈良駅周辺土地地区画整理事業施行に関する条例(昭和63年奈良市条例第21号)は、廃止する。

附則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(平成24年3月30日揭示済)

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市条例第28号

別表第1(第11条関係)

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市病院事業の設置等に関する条例(平成15年奈良市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第11条を第15条とし、第10条の次に次の4条を加える。
(利用料金の額)

第11条 市立奈良病院で徴収する利用料金の額は、次に定めるところによる。

- (1) 一般診療(次号及び第3号並びに別表第1の左欄に掲げる診療以外の診療をいう。以下この号において同じ。)については、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)により算定した額。ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課されない診療以外の一般診療については、当該算定した額に100分の105を乗じて得た額
- (2) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用を受ける診療については、労災診療費算定基準(昭和51年1月13日付け基発第72号労働省労働基準局長通知)により算定した額
- (3) 自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の適用を受ける診療については、第1号により算定した額に100分の150を乗じて得た額
- (4) 前各号に規定する利用料金以外の利用料金については、別表第1から別表第3までに規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額

2 市長は、指定管理者に前項の利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の納付)

第12条 利用料金(別表第2に掲げる利用料金を除く。以下この項において同じ。)は、その都度納付しなければならない。ただし、入院に係る利用料金にあっては、各月分の利用料金を定められた期日(月の途中で退院するときは、退院の日)までに納付しなければならない。

2 別表第2に掲げる利用料金は、出庫の際納付しなければならない。ただし、入院患者の付添者は、当該利用料金を前納しなければならない。

(利用料金の減免又は徴収の猶予)

第13条 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を減免し、又は徴収を猶予することができる。

(利用料金の還付)

第14条 既納の利用料金は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附則の次に次の3表を加える。

種	別	単	位	金	額
---	---	---	---	---	---

初診時療養費		1回につき	787円
入院療養費		1日につき	1,460円
妊婦検診基本料	初診	1回につき	5,397円
	再診	1回につき	2,790円
乳房マッサージ料	初診	1回につき	4,987円
	再診	1回につき	2,380円
分べん料	時間内	産児1人につき	90,000円
	時間外	産児1人につき	100,000円
	深夜	産児1人につき	110,000円
	産科医療補償制度負担金	産児1人につき	産科医療補償制度に係る掛金の額に相当する額
新生児室料		1日につき	1,650円
新生児に係る整形回診		1回につき	3,220円
新生児に係る小児科回診		1回につき	1,120円
新生児に係る乳幼児育児栄養指導加算		1回につき	1,300円
健康診断料		1回につき	実費を勘案して市長が定める額
予防接種料		1回につき	実費を勘案して市長が定める額
入院特別室利用料	助産の場合	特別室(A)	1日につき 10,000円
		特別室(B)	1日につき 5,000円
		特別室(C)	1日につき 3,000円
	その他の場合	特別室(A)	1日につき 10,500円
		特別室(B)	1日につき 5,250円
		特別室(C)	1日につき 3,150円
その他		その都度市長が定める額	
備考			
1 入院療養費は、保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第496号）別表第2に規定する入院期間が180日を超えた日以後の入院に係る療養について徴収する。			
2 分べん料の項の「時間内」とは休診日以外の日の午前8時30分から午後5時（土曜日は午後零時30分）までを、「時間外」とは時間内及び深夜以外の時間を、「深夜」とは午後10時から翌日午前6時までをいう。			
3 分べん料の項の「産科医療補償制度」とは、公益財団法人日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度（分べん機関と妊産婦との契約に基づいて、通常の妊娠及び分べんにもかかわらず脳性麻痺となった者に補償金を支払う制度をいう。）をいう。			

別表第2（第11条、第12条関係）

区分	駐車時間	金額（1台につき）
患者、患者の送迎者及び手術立会者	5時間以内の場合	無料
	5時間を超える場合	5時間を超える時間1時間までごとにつき100円

入院患者の付添者	1日	200円
その他の利用者	1時間以内の場合	無料
	1時間を超える場合	1時間を超える時間1時間までごとにつき100円

別表第3 (第11条関係)

種 別	単 位	金 額
出産育児一時金、出産手当金又は配偶者出産育児一時金に係る証明書又は意見書	1通につき	1,575円
自動車損害賠償責任保険に係る診断書	1通につき	5,250円
自動車損害賠償責任保険に係る診療明細書	1通につき	4,200円
年金受給関係診断書	1通につき	4,200円
生命保険関係診断書又は明細書	1通につき	5,250円
出生証明書	1通につき	3,150円
死亡診断書	1通につき	3,150円
健康診断書	1通につき	3,150円
診療費支払証明書	1通につき	1,050円
入院証明書	1通につき	2,100円
一般診断書	様式持参の場合	1通につき 3,150円
	その他の場合	1通につき 2,100円
診察券再発行	1件につき	105円
その他	その都度市長が定める額	

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(市立奈良病院使用料及び手数料条例の廃止)
- 市立奈良病院使用料及び手数料条例(平成16年奈良市条例第42号)は、廃止する。
(経過措置)
- この条例による改正後の奈良市病院事業の設置等に関する条例第11条から第14条まで及び別表第1から別表第3までの規定は、この条例の施行の日以後に徴収する利用料金について適用し、同日前に徴収する使用料及び手数料については、なお従前の例による。
(平成24年3月30日揭示済)

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第29号

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の

額並びにその支給に関する条例(平成20年奈良市条例第36号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

(議員報酬及び期末手当の額の特例措置)

- 平成24年4月から平成25年3月までの間、議員報酬及び期末手当の額は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年3月30日揭示済)

奈良市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第30号

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第60条第7項中「第10条の2の11」を「第10条の2の10」に改める。

附則第10条の2を附則第10条の3とし、附則第10条の次に次の1条を加える。

(法附則第15条第2項第6号及び第10項の条例で定める

割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

2 法附則第15条第10項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第11条の見出し中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第6号中「附則第18条第7項」を「附則第18条第6項」に、「附則第19条の4第5項」を「附則第19条の4第3項」に改める。

附則第11条の2の見出しを「(平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例)」に改め、同条第1項中「平成22年度分又は平成23年度分」を「平成25年度分又は平成26年度分」に改め、同条第2項中「平成22年度適用土地又は平成22年度類似適用土地」を「平成25年度適用土地又は平成25年度類似適用土地」に、「平成23年度分」を「平成26年度分」に改める。

附則第12条の前の見出し及び同条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、「住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては」を削り、同条第3項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第12条の2中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第13条(見出しを含む。)中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削る。

附則第19条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附則第28条の5の次に次の1条を加える。

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)

第28条の5の2 法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第15項に規定する特定移行一般社団法人等(以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。)に

該当することを明らかにする書類

(2) 次に掲げる事項を記載した書類

ア 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする

土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

イ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする

家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

ウ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする

償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途

(3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館

法第2条第1項の博物館(次号及び第5号において

「博物館」という。)を設置した年月日を記載した書類

(4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保有、

図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類

(5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、

図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないも

のである場合にあつては、前各号に掲げるもののほか、

当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で

使用させていることを証する書類

附則第28条の6の次に次の1条を加える。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡

期限の延長の特例)

第28条の6の2 その有していた家屋でその居住の用に供

していたものが東日本大震災(平成23年3月11日に発生

した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所

の事故による災害をいう。)により滅失(東日本大震災

の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律

(平成23年法律第29号。以下この項及び次条において

「震災特例法」という。)第11条の6第1項に規定する滅

失をいう。以下この項において同じ。)をしたことによ

つてその居住の用に供することができなくなった所得割

の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に

供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡

(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。)

をした場合には、附則第25条第1項中「第36条」とある

のは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係

法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第

11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」

と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法

第31条第1項」と、附則第26条第3項中「第37条の9の

5まで」とあるのは「第37条の9の5まで(東日本大震

災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法

律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)

」と、附則第27条第1項中「租税特別措置法第31条の3

第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国

税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の

規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項

」と、附則第28条第1項中「第36条」とあるのは「第36条

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特

例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用され

る場合を含む。）」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第25条から附則第28条までの規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

附則第28条の7の見出し中「適用期限」を「適用期間等」に改め、同条中「につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）」を「につき震災特例法」に、「附則第45条第2項」を「附則第45条第3項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。

附則第29条の前の見出し及び同条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、「住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては」を削り、同条第3項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第29条の2中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第30条（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第32条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削る。

附則第34条中「、第4項及び第5項」を「及び第4項」に、「附則第25条第7項」を「附則第25条第6項」に、「附則第18条第7項」を「附則第18条第6項」に改め、「、附

則第29条第2項及び第4項の「住宅用地」とは法附則第17条第3号に」を削り、「附則第29条第2項、第5項及び第6項」を「附則第29条第2項、第4項及び第5項」に、「附則第29条第4項、第5項及び第6項」を「附則第29条第4項及び第5項」に、「附則第32条第1項及び第4項」を「附則第32条第1項」に、「附則第27条の2第5項」を「附則第27条の2第3項」に改め、「、附則第32条第4項の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに」を削る。

附則第35条中「、第6項、第16項、第22項から第30項まで、第32項、第35項若しくは第37項」を「、第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の奈良市税条例（以下「新条例」という。）附則第28条の7の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成23年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成23年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第1項の規定は、平成24年4月1日以後に取得された地方税法及び国有資産等所在市町村交付法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。以下「平成24年改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）附則第15条第2項第6号に規定する除害施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第10条の2第2項の規定は、平成24年4月1日以後に取得された新法附則第15条第10項に規定する施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 この条例による改正前の奈良市税条例（以下この項において「旧条例」という。）附則第12条第2項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第4項並びに第15条第2項及び第4項の規定は、平成24年改正法附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第12条第2項	前項	附則第12条第1項
	平成21年度から平成23年度までの	平成24年度分及び平成25年度分

	各年度分	
	10分の8	10分の9
旧条例附則第12条第4項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第1項	附則第12条第1項
旧条例附則第15条第2項	前項	附則第15条第1項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第15条第4項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第1項	附則第15条第1項

5 平成24年改正法附則第9条第1項及び前項の場合における新条例の規定（固定資産税に関する部分に限る。）の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第18条	第14条又は第15条	第14条若しくは第15条又は奈良市税条例の一部を改正する条例（平成24年奈良市条例第30号。以下「平成24年改正条例」という。）附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正条例による改正前の奈良市税条例（以下「平成24年改正前の条例」という。）附則第12条第2項若しくは第4項
	第13条又は第15条	第13条若しくは第15条又は平成24年改正条例附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第12条第2項若しくは第4項
附則第19条	第12条	第12条又は平成24年改正条

第1項	例附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第12条第2項若しくは第4項
-----	---

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成23年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 旧条例附則第29条第2項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第4項並びに第32条第2項及び第4項の規定は、平成24年改正法附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の都市計画税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第29条第2項	前項	附則第29条第1項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第29条第4項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第1項	附則第29条第1項
旧条例附則第32条第2項	前項	附則第32条第1項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第32条第4項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第1項	附則第32条第1項

3 平成24年改正法附則第9条第1項及び前項の場合における新条例の規定（都市計画税に関する部分に限る。）の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲

げる字句とする。

<p>附則第34条</p>	<p>及び第4項</p>	<p>及び第4項並びに奈良市税条例の一部を改正する条例（平成24年奈良市条例第30号。以下「平成24年改正条例」という。）附則第4条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正条例による改正前の奈良市税条例（以下「平成24年改正前の条例」という。）附則第29条第4項</p>
<p>附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に</p>	<p>附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に</p>	<p>附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、平成24年改正条例附則第4条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第29条第2項及び第4項の「住宅用地」とは法附則第17条第3号に</p>
<p>附則第29条第4項及び第5項</p>	<p>附則第29条第4項及び第5項</p>	<p>附則第29条第4項及び第5項並びに平成24年改正条例附則第4条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第29条第4項及び第32条第4項</p>
<p>及び第32条</p>	<p>及び第32条</p>	<p>及び第32条並びに平成24年改正条例附則第4条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第32条第2項及び第4項</p>

(平成24年3月31日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。